

平成30年度 第3回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 平成30年8月30日（木） 午後2時から

場 所 河南町役場4階 大会議室北

出席者 山中章嘉会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 和田課長、渡辺課長補佐

【議事内容】

○会 長 時間が来ましたので、始めさせていただきます。

本当にお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第3回の報酬審議会を開会させていただきます。

前回までの審議に基づきまして具体的な答申案の文面をつけておりますので、事務局より説明をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、答申案につきまして説明させていただきたいと思っております。

申しわけございませんが、先にお渡ししました資料の差しかえをお願いします。表紙の（案）と書いてある分の次のページにつきまして、1、3、4という形でちょっと番号が飛んでおりまして、1、2、3という形で差しかえのほうをさせていただきました。

また、もう一枚後ろの分につきましては、5行目に漢字の誤りがありましたので、その分の訂正をして、差しかえの資料をお渡しさせていただきましたので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、これまで町長からの諮問の内容につき、ご審議をさせていただいてまいりました。本日の答申の案につきましては、これまでの特別職給料の改正の経過ですとか、府内町村での給料の状況、それから本町の財政の状況などを資料提供させていただき、ご審議をいただきました経過を踏まえ、作成したものでございます。

それでは、答申案を読み上げる形で進めさせていただきたいと思っております。

平成30年8月30日、河南町長、武田勝玄様ということで、会長のほうからの答申でございます。

平成30年7月30日付け河南人第5号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申しますというこ

とで、1枚めくっていただきまして、そちらが答申案の内容ということになってございます。

まず1点目が結論の部分になります。

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等についてということで、まず（1）給料額ですけれども、町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当であるということで、町長は75万6,000円、これは10%削減でございます。副町長につきましては67万9,000円、これは3%の削減でございます。教育長につきましては64万9,900円、こちらも3%削減でございます。

現在の条例の額が、町長につきましては84万円、副町長につきましては70万円、教育長につきましては67万円ということですので、それぞれ削減後の額をそちらのほうに記載しております。

それから、（2）改定の実施時期についてでございますけれども、その実施時期につきましては、情勢適応の原則から、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考えるということで、遡ってその分につきましては期末手当で減額の調整をさせていただくという形になります。

それから2番目が、審議会の開催状況でございます。

第1回審議会につきましては、平成30年7月30日月曜日に、第2回審議会は、平成30年8月20日月曜日に開催していただいております。

それから第3回審議会、平成30年8月30日、これは本日の審議会ということで第3回目の審議会として記載のほうをさせていただいております。

3点目が、1の結論に至りました審議経過及び内容ということでございます。

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、平成30年7月30日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成19年1月1日から、町長は10%、副町長及び教育長は3%の削減が実施されました。その後、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カットなどを勘案し、平成26年4月1日からは3%上乘せしまして、町長は13%、副町

長及び教育長は6%の削減が実施されてきたというところでございます。

1枚めくっていただきまして、平成26年度以降、一般職の職員の給与は、人事院勧告により、3.7%の増額となっており、改善の兆しが見られております。一方、本町では、人口が減少傾向にあり、生産年齢人口の割合も減少を続けております。財政面では、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成29年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並みで推移しております。

特別職の給料額については、本町は、府内町村と比較して上位とはなるものの、期末手当なども含む総額ベースにより比較すべきとの意見により、さらに比較検討することとなりました。

総額ベースの検討においては、選挙公約により退職手当をカットされている場合も、それを反映して比較を行ったことから、府内町村の平均を若干上回る結果となった。このように、公約によるカットも反映し厳しい条件で比較を行ったこと、また、近年の人事院勧告において、一般職の給与において改善の動きが見られるなどの事情はあるものの、本町の人口の動向や財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、10%カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、3%のカットを行うべきと判断した。また、上記削減については、本則ベースではなく、政治公約や附則による削減を踏まえて決定したものであることから、本来であれば、附則により任期限りの削減とすべきであるとの考え方もあるが、町長の改革の姿勢をより鮮明にするため、あえて本則による改正を行うべきであるとの結論に達した。

最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮するという形で答申案をまとめさせていただきました。

答申案につきましては以上でございます。

○会 長 今、事務局のほうから説明をしていただきましたけども、何か文面についての

修正等、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員 うまくまとめていただいていると思います。

この間、某協会委員さんと別の件で話をちょっとさせていただいて、この審議については大変関心が高いように、僕は感じました。そういう中で、非常にこの答申というのは重みのあるものでなければいけないというふうに思うわけがあります。

ここで1つちょっと補強といいますか、今度変わるものは本則でするわけですね、うちのほうでね。

○事務局 そうです、はい。前回、本則でという。

○委員 それで、よその町村の数字、今まで2遍にわたっていろいろ出してもらったけれども、本則によったら合計どれになるのかというのが出ていなかったように思うんですけど、それはどうでしょう。

○事務局 今回は、まず給料の額につきましては、条例本則と、実際の削減後のベースの額をお示しさせていただいて比較いただきました。ただ、答申案の中にもありますように、給料の額だけ考えたら高いかもしれないけれども、全体として見たらどうなのかというご提案をいただきまして、それを踏まえて資料は2回目に提示しました。その際には、あくまでも河南町の退職手当が、従前に比べて8割以上カットという事情もありましたので、実際に今受け取っていらっしゃる額、カット後の額で比較する形の資料はつくらせていただいたんですけども、本則ベースで全体を比較するという資料は、まだご提示させていただいていなかったと思います。

○委員 たしか、なかったようには思うんですが。そういうデータというかな……。

○事務局 本則ベース、条例上ベースの資料というのは前回お出ししてないんじゃないかな。

○委員 補強する意味での。

○会長 そういうご意見が出たんですけども、いかがですやろか。資料として本則ベースでもう一度出してもらって、その上で判断したいというご意見ですけどね。

○委員 時間かかる、この資料つくるの。

○委員 一番最初に7月30日にいただいている資料のこれそうですね、ちょっと事務局、見てもらえますか。

- 事務局 はい。給料の額については、そういう形で1回目に比較の形で出させていただいたんですけど、今、おっしゃっている退職手当ですとか、その辺も含めて、今現状その条例がどうなっているのか、全体としての比較資料はすみません、お示しさせていただいていなかったのです。
- 会長 それは出してもらって検討するということになると、きょうの答申ちょっと難しいかなというのがあるんですけどもね。
- 委員 この間からいろいろな資料を比べて、基本的なこういうこと……。
- 会長 基本はこれでいいかなと思うんですけども、検討材料として本則ベースでどうなのかなというのをもう一度検討すべきかなというのも思うんですけども。
- 委員 その点わからんこともないですわな。これ本則、条例を変えることですので。
- 会長 本則でいく方向ですんでね。
- 委員 重みが違う。
- 会長 やっぱり全然違うと思うんですよね。
比較できる場所があれば比較しておいたほうが良いと思うんですけどもね。
答申の方向づけとしては、今出してもらった。
- 委員 せっかく審議してんやからね。
- 委員 資料を参考にする範囲が、同じ額であっても、幅広く考えたほうが良いかなと思いますけどね。
- 委員 そうですね。
- 委員 事務局も忙しい中でいらんこと言うたかな。
- 事務局 そういう形で検討していただくということは、審議会としての答申を出していただく上で、よりきっちりと手続踏んでいただいとことなので結構なことかと思えます。ただ、すみません、本日資料の持ち合わせがございませんでして、あとこの資料も、毎年各団体の状況というのが変わってきておまして、その辺ももう一度誤りのないよう再度きっちりと確認して、正確を期した資料をまとめさせていただきたいと思えますので、できましたらちょっとお時間いただいて資料をつくらせていただければと思うんですけども。
- 事務局 今、資料ということお話ありましたけれども、何でしたらこの際、まだ後でご議論いただいたらいいんですけど、ちょっとこんな資料もというのがあれば、今お聞きした資料は次回までに配らせてもらうようにします。

- 会 長 言葉の意味で、答申のところで、情勢適応の原則という、これ僕初めて聞くやけども、2番の改定の実施時期で、「情勢適応の原則から、平成30年4月1日から適用する」という、この情勢適応の原則というのはどんな原則。
- 事務局 情勢適応というのは、地方公務員法とかの給料の中でも出てくる言葉で、その時々、民間の給与の水準ですとか、そのときの経済動向ですとか、公務員の給料というのは、それに見合っやっぱり動いていくものやと。例えば、民間の景気が悪くなれば公務員の給与も下がっていくしというような本来意味です。ただ、すみません、ここで申していますのは、審議会の中で審議いただいて、この任期の変わり目に町長が諮問をされて、どの額が適切ですかということで審議会にお諮りされて、その結果として審議会がこの水準がこの任期については妥当ですよという一定の線を出していただいたのであれば、その答申が出るまでの間といいますか、条例が提案されるまでの間、仮にそれがもとの水準に戻って金額が高い水準に戻っていたとしても、答申の中で10%減が仮にふさわしいというふうな答申をいただいたのであれば、それは4月に遡って、4月からその10%減というのを本来受けられるべき額やったというふうなことで、4月1日に遡って適用するというのが望ましいと。その条例が通ったそのときから10%減ですよということではなくて、あくまでも新しく通って来られたそのときから、いただいた答申が適用される期間ですよというような意味合いで、ここでは情勢適応の原則から4月1日から適用させていただくということで使わせていただいていますけれども。
- 委 員 先ほど、部長のほうから、次のときまでの資料で他にないですかというようなことを聞かれたんですけれど、ちょっと懸念するところは、今、我々この間から、この額というものが出ているんだけど、今度資料いただいて、額がちょっと上になるんか、下になるんかわからないですけど、また練り直さなというような懸念もありますんでな。その点、事務局、事前にね、ちょっと数字出してもらって、資料を会長以下みんな委員さんに送っていただいてね。それで、必要やったら早く、また会議を持ってもらわなあかんようなことになりますしね。ちょっとその点気つけてください。
- 事務局 わかりました。
- 委 員 また、この会議へ出て、また違うやないかいたら、延び延びになって。

- 委員 僕もだから、そんなに変わりはないと思うんです。後々、これたたき台で論議になったときに……。
- 委員 えらい差額があれば。
- 会長 大きく違えばね、それはまた検討の余地が出てくるやろうけど。
- 委員 今の情勢から見て、この間の結論としては、ほぼこれくらいで
- 委員 だと思えますけどね。
- 委員 ただ、いろいろなところでまた論議が、ネタになることは間違いないと。
- 委員 本則でいったらどないなるの。カットされているところも、本則の比較ですね。
- 委員 そうです。カットされているところは、もとのやつになる。
- 事務局 会長、今担当のほうから、きょうちょっと答申できないということを町長に伝えました。
- 会長 はい。
ちよっともう一つ気になるのが、1ページの下から2行目の「その後、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カット」と書いているやんか。これ実際にカットされていないのに「3%カットなどを勘案し」って、この言葉はいいんかな。議員さんの報酬の3%カットされているんやったらいいけど。
- 事務局 議員は平成26年4月から平成28年9月までは下がっているんです。
- 会長 下がっているのか。
- 事務局 はい。一旦また議員の任期が終わってリセットして、今度平成28年9月に選挙ありましたよね。平成28年10月から3%戻って、その年の12月に条例で否決になったという。
- 会長 はい、意味わかりました。議員さんも3%カットされていた時期があったということやな。
- 事務局 はい。
- 会長 あと、2ページ目の「生産年齢人口の割合も減少している」と、これは資料のどこかにあったかな。
- 事務局 参考資料として1回目にお渡しさせていただいています。
大阪府の市町村ハンドブックということでまとめていただいている資料の10ページが河南町になるんですけれども、10ページの左側に人口というのが。
- 会長 15歳未満のやつね。

- 事務局 はい。15歳から64歳人口割合、ここがいわゆる生産年齢人口になるんですけども、そこも下がっておりますし、15歳未満も下がっておりますしという形で、動向としましては65歳以上の人口が増加してきていると、その状況がこちらのほうで。
- 会長 それでわかるわけですか。
- 事務局 はい。
- 会長 そしたら、あとこの答申はみんな持って帰ってもいいのかな、今。資料として。
- 事務局 十分気をつけていただいてと思います。参考に。
- 会長 ここ文書的にもう一度見直しをしていただいて、ちょっとここをこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかとかいうご意見があったら、次回のときに言ってもらおう。それまでに。
- 事務局 はい。それまでにでも結構です。適宜気づかれたところをご連絡いただければと思います。
- 会長 ほかに何かご意見ありませんか。
なければ一応これで第3回目は終わらせていただきたいと思います。
あと、次の日程。
- 事務局 また、こちらのほうで資料のほうをちょっと具体的な数字がどうなるか、正確にはじかせていただいて、先ほど、ご意見ありましたように、事前にどういう数字になるかというのをご確認くださいということなので、その上でまた改めて次の日程の調整させていただくということによろしいでしょうか。
- 委員 そうすると、ここ1週間、2週間ではなさそうやな。
- 事務局 そうですね。ちょっと……。
- 事務局 できるだけ早く。
- 委員 データ整理してくれていて、びっくりするような数字が出てくるようやったら、ちょっと早目に。
- 会長 そしたら、あと日にちの調整だけしてもらって、資料のほうもできるだけ早い時期に配付してもらえますか。
- 事務局 はい。
- 会長 今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 事務局 ありがとうございました。